

《駐車監視員活動ガイドライン》

(令和7年6月1日)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされます。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最 重 点 路 線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	○ 国道161号 京阪電車道(西近江路) (大津港口交差点～京町一丁目南交差点～春日町交差点)	9時～21時
	○ JR大津駅北口周辺道路 ● 市道幹1037号線(中央大通り)(JR大津駅北口～島の関西交差点) ● 県道大津停車場本宮線(JR大津駅北口～松本一丁目交差点)	9時～21時
	◎ 重 点 路 線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	○ 市道幹1032号線(唐崎駅前通り) (唐崎駅前交差点～大津京駅前交差点)	9時～21時
	○ 県道大津草津線(湖岸道路) (大津港口交差点～近江大橋西詰交差点)	9時～21時
	○ 市道幹1072号線・市道幹1037号線(なぎさ通り) (におの浜二丁目交差点～島の関西交差点)	9時～21時
	○ 県道大津停車場線(大津駅前商店街通り) (浜大津一丁目交差点～JR大津駅北口)	9時～21時
線	○ 県道石山停車場線・国道422号・市道南2317線(唐橋駅前通り) (JR石山駅南口～唐橋西詰交差点～螢谷交差点)	9時～21時
	○ 市道幹1057号線(学園通り) (瀬田駅口交差点～一里山四丁目交差点)	9時～21時
	○ 県道近江八幡大津線(夕照の道)・県道大津能登川長浜線 (大萱六丁目交差点～唐橋東詰交差点～神領交差点)	9時～21時

重点地域	◎ 最 重 点 地 域	
	地 域	重点時間帯
	○ JR大津駅北口周辺 (島の関、打出浜、中央一丁目～四丁目、京町一丁目～四丁目、末広町、御幸町、春日町、浜町、浜大津一丁目、梅林一丁目及びその付近一帯)	9時～21時
	○ なぎさ公園周辺 (におの浜一丁目～四丁目、由美浜及びその付近一帯)	9時～21時
	◎ 重 点 地 域	
	地 域	重点時間帯
	○ JR大津京駅周辺(桜野町二丁目、松山町、皇子が丘一丁目～三丁目、御陵町及びその付近一帯)	9時～21時
	○ 浜大津地区(浜大津二丁目～五丁目、長等一丁目～三丁目、札の辻及びその付近一帯)	9時～21時
	○ JR膳所駅周辺(馬場一丁目～三丁目、西の庄、昭和町、木下町、膳所二丁目、丸の内町、本丸町、中庄一丁目及びその付近一帯)	9時～21時
	○ JR石山駅周辺(御殿浜、晴嵐一丁目、松原町、栗津町、栄町、唐橋町、北大路一丁目、鳥居川町及びその付近一帯)	9時～21時
域	○ JR瀬田駅東口周辺(大萱一丁目、一里山一丁目～一里山四丁目及びその付近一帯)	9時～21時
	○ 瀬田地区(大江一丁目～大江八丁目、瀬田一丁目～二丁目、萱野浦、玉野浦及びその付近一体)	9時～21時

※ 上記以外でも祭礼、行事等各種イベントや110番通報等により交通の円滑と危険防止のため確認をすることがあります。

※ 警察官は上記の区域又は区域以外においても取締りを行います。

《 滋 賀 県 大 津 警 察 署 》